

令和5年 No.35

○東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和5年度からの学部教育組織の再編に伴う教室名称の変更及び令和4年度末退職者による定員超過分解消に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年4月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年4月27日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和5年規程第27号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：令和5年度からの学部教育組織の再編に伴う教室名称の変更及び令和4年度末退職者による定員超過分解消に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行						
〔省略〕					〔省略〕						
第3条 組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。					第3条 組織運営規程第11条第3項に規定する学群は、別表第2に規定する教室により組織する。						
〔省略〕					〔省略〕						
第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。					第10条 教室は、別表第3に掲げる当該教室を構成する分野及び教育実践創成講座（以下「構成分野」という。）所属の教員により組織する。						
2・3 〔省略〕					2・3 〔省略〕						
〔省略〕					〔省略〕						
別表第2					別表第2						
群	学校教育教員養成課程			教育支援課程		群	学校教育教員養成課程			教育支援課程	
	教室	教室構成員が担当する専攻（類）・コース/プログラム		教室	教室構成員が担当する専攻（類）・コース		教室	教室構成員が担当する専攻（類）・コース/プログラム		教室	教室構成員が担当する専攻（類）・コース
〔省略〕					〔省略〕						
自然科学学群	〔省略〕			〔省略〕		自然科学学群	〔省略〕			〔省略〕	
	情報科	B類 情報					情報教育	B類 情報			
	〔省略〕						〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕						
別表第3					別表第3						
構成分野一覧					構成分野一覧						
学校教育教員養成課程					学校教育教員養成課程						
教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数		特任教員数	教室名	構成員数	専任教員の構成分野名及び選出数		特任教員数		

〔省略〕			
情報科	4	技術科学 1 情報科学 1 教育実践創成 1 大学教育研究基盤センター機構 (ICT/情報基盤センター) 1	
〔省略〕			
美術科	<u>13</u>	美術科教育学 2 美術 <u>8</u> 教育実践創成 2	1
〔省略〕			
合計	<u>216</u>		

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月27日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

〔省略〕			
情報教育	4	技術科学 1 情報科学 1 教育実践創成 1 大学教育研究基盤センター機構 (ICT/情報基盤センター) 1	
〔省略〕			
美術科	<u>14</u>	美術科教育学 2 美術 <u>9</u> 教育実践創成 2	1
〔省略〕			
合計	<u>217</u>		

〔省略〕